

「知的財産推進計画2007」の見直しに関する
意見募集の結果について

平成20年4月9日
知的財産戦略推進事務局

1. 実施期間

2008年3月13日（木）～4月3日（木）

2. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、「知的財産推進計画2007」の見直しにあたり、盛り込むべき政策事項について電子メール、FAX及び郵送により意見を募集した。

3. 提出された意見

合計394件（うち団体及び企業から31件）

4. 主な意見の概要

主な意見の概要は別紙のとおり。

(参考) 意見提出のあった主な団体及び企業

【団体】(50音順)

- ・ インターネット先進ユーザーの会
- ・ 大阪医薬品協会 知的財産研究会 特許情報部会
- ・ (社)音楽出版社協会
- ・ コルベール委員会
- ・ (社)コンピュータソフトウェア著作権協会
- ・ 障害者放送協議会著作権委員会
- ・ (社)情報科学技術協会
- ・ 知的財産人材育成推進協議会
- ・ 著作権教育フォーラム
- ・ 著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム
- ・ デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム
- ・ (社)電子情報技術産業協会
- ・ (社)東京医薬品工業協会 知的財産研究会 特許情報部会
- ・ (社)日本印刷産業連合会
- ・ (社)日本映像ソフト協会
- ・ (社)日本音楽著作権協会
- ・ 日本行政書士会連合会
- ・ (社)日本経済団体連合会
- ・ (社)日本書籍出版協会
- ・ 日本製薬工業協会 財団法人バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会
- ・ 日本製薬団体連合会
- ・ 日本知的財産協会
- ・ (社)日本図書館協会
- ・ 日本弁理士会
- ・ (社)日本レコード協会
- ・ 北海道
- ・ 有限責任中間法人ユニオン・デ・ファブリカン東京
- ・ ロージナ茶会

【企業等】(50音順)

- ・ IBMコーポレーション / 日本アイ・ビー・エム(株)
- ・ (株)サラダメロン
- ・ 牧野総合法律事務所弁護士法人

(別紙)

主な意見の概要

目次

【全般】	1
I. 1. (1) 人類未踏の基本特許を押さえるべく、基礎研究の戦略的重点化を図る	2
【競争的資金】	
I. 1. (2) TLOの機能強化等を通じ、基礎研究の成果を国際的な事業展開につなげる	3
【iPS細胞研究プロジェクト】	
【大学知財本部、TLO】	
【国際出願への支援】	
【産学連携に関する税制面の支援】	
【民間への技術移転】	
【総合アドバイザー型弁理士】	
I. 1. (3) 新たな技術革新による新市場創出を後押しする	5
【医療方法特許】	
【サポート要件（開示要件）】	
【審査基準】	
【特許審査迅速化】	
【中長期的な研究開発投資に対応する権利化の在り方】	
【特許権の信頼性の確保】	
【特許出願技術動向調査】	
I. 2. (1) 情報アクセスの抜本的改善等によりオープン・イノベーションへの取組を強化する	7
【知的財産の活用方策】	
【著作権法の見直し】	
【「ライセンス・オブ・ライト」】	
【技術情報のインフラ構築】	
【特許情報の利用環境の整備】	
【学術論文を含めた知的財産に関する情報インフラの整備】	
【技術情報のインフラ構築】	
【官民のワークシェアリング】	
【ライセンシー保護制度】	
【薬事法関係の権利制限】	
I. 2. (2) デジタルコンテンツの創造・流通の好循環を形成し世界有数のコンテンツ産業を育成する	10
【総論】	

【デジタル化・ネットワーク化に対応した法制度の在り方】
【デジタルコンテンツ流通促進法制】
【「ネット法」の制定】
【商用目的創作物の登録制度】
【契約期間の限定】
【相続により著作権が複数人の共有となった場合の権利処理】
【技術的保護手段】
【著作物を互いに自由に利用し合って新たな著作物を作る環境における著作権の在り方の検討】
【国立国会図書館のデジタルアーカイブ】
【私的録音録画】
【ライセンス保護制度】
【契約ルールづくりの推進】
【デジタルコンテンツの流通環境の整備】
【コンテンツ関連情報の集約】
【コンテンツ版バイ・ドール制度】
【非商用著作物に関する複製権の制限の検討】
【間接侵害】
【ホームページ印刷利用の権利制限】
【著作権等管理事業法の見直し】
【振興拠点】
【営利を目的としない上演】
【実演家による配信】
【産業財産権法による保護】
【活字コンテンツの振興】
【学術専門書出版への支援】
【出版者の法的保護】
【DRMの普及】
【著作権の存続期間】
【著作権保護期間の戦時加算の解消】
【強い規制を求める諸外国の主体に対する特別の措置】
【著作権の技術的保護】
【レコード製作者の権利の見直し】
【児童ポルノ規制】

I. 2. (3) ネットやソフトウェアの日本発の新たなビジネスモデルを展開する…… 18

【ネット検索サービスの円滑化】
【ソフトウェアに関する日本版バイ・ドール制度】
【インターネット・アーカイブ・サービス】

I. 3. (1) 地域・大学と一体となった知的財産の創造・活用を促進する	19
【中小企業や地域における競争力の底上げ】	
【地方CATVの振興】	
I. 3. (2) 中小・ベンチャー企業による知財活動を支援する	19
【企業の知財関連費用の負担軽減】	
【国立大学との共同研究の拡大】	
【知財信託の活用】	
【日本知的財産仲裁センターの拡充】	
【特許情報の利用環境の整備】	
【先行技術調査支援対象の拡大】	
【支援体制の構築】	
【税制の見直し】	
II. 1. (1) 模倣品・海賊版対策を強化する	22
【模倣品・海賊版拡散防止条約】	
【個人購入の禁止】	
【個人輸入の禁止】	
【模倣品販売の刑事手続に係る立証の在り方】	
【模倣品売買斡旋の侵害行為への追加】	
【模倣品輸入の水際対策の強化】	
【著作権の親告罪の見直し】	
【商標権侵害における民事賠償手続】	
【CJマーク】	
【日系子会社における違法コピー対策】	
【ファイル共有ソフトによる著作権侵害対策】	
【違法複製物のダウンロード】	
【海外における著作権侵害対策】	
【著作権侵害における法定賠償制度の導入】	
【プロバイダの法的責任】	
II. 1. (2) 国際的な商標問題に対応する	24
【海外における商標の獲得】	
II. 1. (3) ビジネス安定性を確保する	25
【パテントトロール対策】	
II. 2. (1) 日本のブランド発信力を強化する	26
【コンテンツの情報収集・提供、発信機能の強化】	

Ⅱ. 2. (2) コンテンツ産業のグローバル展開を支援する	26
【輸出支援機関の設立】	
【世界に向けたアーカイブの構築】	
【日本を通じた配信】	
【海外のイベントとの連動】	
【歌詞検閲制度の改善】	
【JAPAN 国際コンテンツフェスティバルの推進】	
【国際共同制作への支援】	
【コンテンツ・ポータルサイトの充実】	
Ⅱ. 2. (3) 国際的権利取得を促進する	28
【知財制度の国際調和】	
【海外出願への支援】	
Ⅲ. 1. ○我が国の環境技術の途上国等への移転を促進する	29
【環境問題の解決に向けた我が国が果たすべき役割】	
Ⅲ. 2. (1) 知的財産制度の国際調和に向けた取組を強化する	29
【出願様式の統一等】	
【外国の法改正・審査基準改正に対する意見発信】	
Ⅲ. 3. ○国際標準化に向けた取組を強化する	30
【国際標準化】	
【パテント・コモنز】	
Ⅲ. 4. (1) 知的財産制度の導入・普及を支援する	31
【APEC協カイニシアティブ】	
【南北問題への対応】	
Ⅲ. 4. (2) アジア地域での知的創造サイクルの好循環を実現する	31
Ⅳ. その他	32
○特許制度	
【秘密保持命令制度の拡大】	
【職務発明制度の評価、見直し】	
○営業秘密	
【営業秘密の保護強化】	
○人材育成	

【社会人に対する人材育成】

【特定侵害訴訟における弁理士の活用】

【弁理士の増員・地方配置】

【教育】

【先端技術を理解できる人材の誘引・活用】

【海外の知的財産に係る研修機関等との交流】

【特許調査員等の資格制度・検定制度等】

【知的財産に関する国民啓発活動の強化】

【マルチメディア・ビジネス人材の育成】

【農林水産分野における人材育成】

【全般】

- ・ 技術がより高度化・複雑化し、自前の技術だけで製品やサービスを提供するには限界がある現在、イノベーションの実現に向けて、オープン・イノベーション、パテント・プールやパテント・コモンスといったオープン化の動きが生まれており、こうしたさまざまな壁を超えた連携を可能とする政策を推進すべき。また、このような動きは企業を越えて、また、国を越えて起こっており、それらの連携が加速されるような政策を推進すべき。
- ・ 引き続き、リターンを意識した着実な政策展開をすべき。特に、政府投資等の成果の社会への還元が不十分。知的財産の創造力の強化という第一の視点と、知的財産による新たな市場の創出と活用の促進という第二の視点に立って、不十分であった原因を分析し、次の政策に活かしていくべき。
- ・ これまで策定された諸施策について実施状況をしっかりとフォローし、その結果、見直すべきところは速やかに見直す（軌道修正する）ことが重要である。特に、知財活用の面からの成功例をピックアップし、内外に公表することが有用ではないか。
- ・ 急速な経済のグローバルに対して国内産業構造の調整が完全に立ち遅れている。知的財産による競争力強化を考える際には、このような経済のグローバル化に対して、日本の国際競争力を維持し向上させるにはどうしたら良いかの観点が欠かせない。
- ・ 一つの方向性は、高付加価値の生産技術の海外流出を防止し、国際競争力を持った生産拠点を国内に保持していくことである。もう一つの方向性は、日本全体を研究開発センター化させることである。基礎研究、製品開発は日本で行い、高付加価値製品の生産拠点として地位を確保していく。そして、技術が海外に拡散し陳腐化していった場合、生産を海外に移し、国際競争力を保持していく。こうしたことを実現するには、国内研究開発投資を促進する減税等の施策を展開すること、大学等の公的研究機関の成果の民間移転を促進して新産業や雇用の創出に繋げていくことが不可欠となる。

I. 1. (1) 人類未踏の基本特許を押さえるべく、基礎研究の戦略的重点化を図る

【競争的資金】

- 少なくとも研究テーマから特許取得が期待されるものについては、特許の取得状況やライセンス状況をきちんと公表すべきであろう。また、国際競争力を高めるという観点では、応募があった段階で研究テーマの新規性や将来性を評価し、特許が取得できる見込みが高いテーマについてはより多くの予算を配分するといった、知財の面での戦略的配分が考慮されてしかるべきである。
- 特許取得等の知財関連活動に必要な費用についても、間接経費ではまかないきれない等の事情がある場合には、例外的に直接経費から支出することを認めるなど、より弾力的な運用を認めることについて検討を始めるべきである。
- 公的研究費を使用した研究の派生的発明について審査する一元的な機関を設け、有用な発明であるならば、公的費用で特許出願すべきである。

I. 1. (2) TLOの機能強化等を通じ、基礎研究の成果を国際的な事業展開につなげる

【iPS細胞研究プロジェクト】

- 京都大学の山中教授らのグループによる人工多能性幹細胞（iPS細胞）の開発成功が非常に話題となっているが、このような世界の研究者グループがしのぎを削っている最先端技術について非常に重要な成果があった場合、国を挙げて知財取得を支援する最強の態勢が急務である。重要な発明の出願が一日遅れただけで他国の研究者に基本特許を押さえられるリスクを考えれば、発明完成後に短期間に出願完了できる態勢を整えておく必要がある。また、基本特許だけではなく周辺部分も網羅的に押さえるためには、短期間に多くの出願をする必要があり、そのためには弁理士等の専門家を短期間の間に多く投入する必要がある。
- 山中教授らのiPS細胞にしても、基本的部分について成功しただけであり、技術の実用化にはまだ多くの課題が残されている。逆に言えば、それらの課題を解決するものとして多くの重要な実用化技術が発明されることが期待されるのであり、それらの実用化技術や応用技術について、漏れなく特許を取っていくことが国家的使命であると言える。そのような使命を果たすため、オールジャパンの体制が求められているのであり、弁理士もその中核人材に位置づけられる。iPS細胞のような優れた研究成果は、今後も数多く創出することが予想され、また期待される。国家的な極めて価値の高い研究成果について基本特許や応用特許を漏らさず確実に特許取得ができるよう、緊急支出する予備的な予算を日頃から確保しておくことや、緊急時に人的資源を投入する態勢等について検討しておくことが必要と思われる。

【大学知財本部、TLO】

- 大学知財本部とTLOの連携機能強化または必要に応じた一本化をより積極的に推進すべきであり、また、これら機関の適切な評価システムを構築（経済学的な視点からの評価を含む）し、レビューすべき。
- 知的創造サイクルの基となる発明を創造する研究者に対する知財意識の高揚（意識改革）、知財教育の重要性にかんがみ、これらについて各大学に対して今後とも適切な指針を示す一方、各大学での自主的な運用を促していただきたい。
- 大学における研究成果の権利化を図るに当たっては、産業界の意見をより積極的に取り入れる仕組みづくり（例えば、当該研究開発に関心を持つ企業と守秘契約を交わすことにより事業化を想定した権利化への協力を得る等）の定着化を検討すべきではないか。

【国際出願への支援】

- 国際競争力のための特許であるならば、当初から海外での特許取得が戦略に組み込まれていなければならない。JSTの外国出願支援についても、申請する大学やTLO等に対し、どのような世界戦略を持っているか（世界にどのようなライバルがいて、どのように市場があるか等）をヒアリングし、明確な世界戦略がある場合にはどんどん支援していくべきであろう。その意味で、JSTの外国出願支援予算も増額されてしかるべきであろう。また、世界的に見て最先端の研究テーマについては、当初から海外での特許取得費用が予算に組み込まれてしかる

べきである。また、研究テーマ自体は最先端ではないが、その波及効果や市場が全世界に及ぶようなものは、当初から海外での特許取得費用を予算に組み込んで支給すべきであろう。

【産学連携に関する税制的面の支援】

- ・ 産学連携に当たって、税制が円滑な活用を阻害している側面がある。例えば、企業からの研究費で大学が購入した研究設備等について、大学が固定資産化して他の研究に活用した場合、企業は試験研究費として費用処理できないといったリスクがある。こうしたケースについては、税制面での柔軟な対応が求められる。また、研究開発をベースとした起業を促進するための支援（エンジェル税制）を検討すべきである。

【民間への技術移転】

- ・ 公的研究機関における研究者に特許取得やライセンスのインセンティブを与えるため、産総研（ライセンス料の25%（100万円までは50%）を上限なしで発明者に支払う）の程度の厚い発明報償を実施すべきであろう。
- ・ 民間移転を進めるためにはラボ主導型ではなく市場主導型のテーマ選定が鍵となるであろう。例えば、研究委託や共同研究といった形ではなしに、単に公的研究機関で研究して欲しい（市場ニーズが高い）テーマということで研究テーマを民間から公募することが考えられよう。

【総合アドバイザー型弁理士】

- ・ 大学や中小企業の発明活動支援のために、総合アドバイザー型弁理士の育成と利用（マッチング）を図るべき。

I. 1. (3) 新たな技術革新による新市場創出を後押しする

【医療方法特許】

- ・ 日米での医療行為に対する保護対象の広狭が、結果的に取得される特許の数の多寡につながり、技術開発のインセンティブの強弱につながるが大いにあり得る。したがって、産業競争力を高める観点から、治療行為の特許性について今一度議論をすべきである。この分野の国際競争は熾烈を極めていますが、今からでも遅くはないので、広範なコンセンサスが得られるならば、早急に保護対象に含めるべきであろう。
- ・ 我が国の先端医療（遺伝子治療、再生医療等）に関する権利の保護は、欧米と比べて依然として弱い傾向にある。先端医療の国際競争力の観点から、“方法”を含めて広く権利を認めていくべきである。

【サポート要件（開示要件）】

- ・ 産業競争力強化を意識し、基本特許を重視する観点から、サポート要件の判断においては柔軟に対応できるように見直すべきである。実施可能要件についても同様であり、基本特許の取得を難しくしないように配慮した見直しを行うべきである。

【審査基準】

- ・ 製品や市場の発展段階を考慮して産業競争力強化につながる発明を適切に保護する観点から、従前の産業別審査基準のようにすべての技術分野について、例えば、上記したサーチ戦略ファイルを一歩進めて、一般審査基準を具体的に当該分野に適用した何らかのガイドライン的なものを策定することについて検討すべきである。

【特許審査迅速化】

- ・ 昨今、日本から中国、韓国等英語圏以外の国、地域に出願するケースが増えてきているが、中国等では翻訳ミスが後に判明しても原日本出願を基に補正することが難しく、適正な権利取得の面で苦勞している企業が多い。このため、「出願時の明細書はいかなる言語で記載されても構わない」等について定めた特許法条約（PLT）の早期批准または加入についても検討すべき。

【中長期的な研究開発投資に対応する権利化の在り方】

- ・ 特許の中には、中長期的な技術動向を見極めた上で権利化していくことが望ましいものもある。早期に権利化することが利益に結びつかず、中長期的な観点からの研究開発投資に悪影響を及ぼすとすれば問題である。審査の加速はさらに行いつつ、中長期的な観点からの研究開発投資に悪影響を及ぼさないようにするにはどうすれば良いか、検討を行うべきである。

【特許権の信頼性の確保】

- 最近の特許侵害訴訟では、裁判所で特許が無効であると判断され権利行使不能とされるケースが非常に多くなってきている。このため、特許は取ってみても現実には権利行使できず、有名無実の権利であるとのイメージが広がりつつある。これは、中小企業対策だけの問題に限らず、広く特許制度全般に関わる大問題である。外国の審査基準と乖離しないように、今後とも行政サイドと司法サイド、さらには民間も含め、活発な議論を行い、意見交換をすることが必要である。
- 権利付与時の特許権の安定性に加えて、権利付与後の安定性を確保する施策を検討していくことが必要。権利付与後の安定性を確保するためには、例えば、侵害訴訟において裁判所が進歩性を判断することを禁じ、又は進歩性の存在を推定する明文の規定を設けるか、少なくとも、104条の3に盛り込まれなかった「明らか」要件を復活させることが必要になると考える。

【特許出願技術動向調査】

- 特許庁が行っている特許出願技術動向調査は、日本企業がグローバル事業戦略を立てる際に大いに参考になると考えられるので、調査対象の技術分野、調査の内容、分析の仕方等について、産業界等の意見も十分取り入れた形で実施していただきたい。

I. 2. (1) 情報アクセスの抜本的改善等によりオープン・イノベーションへの取組を強化する

【知的財産の活用方策】

- ・ 知的財産「権」の移転にこだわることから、研究成果の移転・活用が停滞している。知的財産（技術やノウハウ、アイデアなど実質的な成果を生み出すものの総体）の活用・流動化を進めるためには、①知的財産評価のための技術者集団の形成、研究者が他の研究者と自由に情報交流することを保障する研究者自由法の制定（仮称）、研究者の移動（マントランスファー制度）の制度整備、共同研究によって得た成果を企業、大学、研究機関等が「ゆるやかな共有」（Q U E R Oにおける実証段階での権利不行使の合意などが参考になる）とする権利を留保する制度の確立や②知的資産仲介事業者を免許制度とする「知的財産仲介事業法（仮称）」の制定を行うべきである。

【著作権法の見直し】

- ・ ネット検索サービスに関わらず、コンピュータシステムでのコンテンツの複製や変更の取り扱いが物権法的な概念では多くの矛盾が生じる。これにより技術的な進歩が著作権法上のリスクにより阻害される場合が多い。既存の枠組みに囚われず法整備を進めるべきである。
- ・ オープン・イノベーションの促進にかんがみ、(1)電子機器等利用時に生じる付随的・不可避的複製 (2)新たな技術・機器の研究開発過程において技術・機器の評価・検証に用いるための複製、上映などの利用 (3)プログラムの研究・開発、性能の検証、バグの発見・修正、相互運用性確保等を目的として行う当該プログラムの複製・翻案 (4)店頭での機器のデモ等を目的とする上映・公への伝達 (5)障害者・高齢者による著作物の享受を可能とする目的で行う複製等 (6)検索エンジン、翻訳ソフト、OCRソフト、要約、サムネイル作成ソフト等のコンテンツを有益に検索、活用するための仕組みを創出し提供するために必要な複製、翻案、送信 を可能とするための権利制限規定につき、積極的な検討がなされるべき。また、上記のように利用を個別的・限定的に規定する方式に加え、下記のような包括的・一般的な権利制限規定の導入もあわせて検討すべき。(7)著作物としての享受を目的としない利用 (8)著作物の通常の利用を妨げず著作権者等の正当な利益を不当に害しない行為一般 のような包括的・一般的な権利制限規定の導入もあわせて検討すべき。
- ・ 図書館におけるデータ蓄積・公開、研究開発のための映像・テキスト情報の利用、ネット環境の安全性確保等のためのソフトウェア解析のための利用など、権利者の利益を害さず、著作物の通常の利用も妨げないような著作物の公正利用の類型についてはきちんとした権利制限による対応が必要である。

【「ライセンス・オブ・ライト」】

- ・ 情報技術分野等では、その技術の進展に対応して、オープン・イノベーションの促進を図ることが必要であり、欧州の「ライセンス・オブ・ライト」のような、実施許諾の意思を登録することで特許の利用機会を拡大する制度の導入についても検討をすすめるべきである。

【技術情報のインフラ構築】

- ・ 著作権の問題を抱えている特許庁保有の非特許文献DBの外部への提供等、非特許文献の取扱いについては、これらの先行技術文献調査結果による無駄な出願の抑制の観点からも、文化庁等の関係当局とも協議・調整し、早期に解決を図って欲しい。

【特許情報の利用環境の整備】

- ・ (1) 特許電子図書館で提供される情報(「経過情報検索」から参照可能な審査記録等)のリアルタイム化、(2) 特許電子図書館において閲覧可能な書類(郵送により特許庁に提出された特許庁受付書類、延長登録出願関係の書類および第三者より提出された「刊行物提出書」等の書類等)の範囲の拡充、(3) 特許電子図書館における「特許権存続期間延長の出願・登録」に関する検索機能について、処分の対象となったもの、特許番号、特許権者等でも検索ができるような検索機能の拡充、(4) PCT出願の日本への国内移行・非移行情報の提供とリアルタイム化 について推進を検討いただきたい。

【学術論文を含めた知的財産に関する情報インフラの整備】

- ・ 特許庁は、文献に容易にアクセスできる環境の整備に取り組むべきである。特に、民間自身の取組では限界がある中国や韓国等の文献について、機械翻訳を含めて、容易にアクセスできる情報インフラの整備が求められる。民間自身の取組では限界がある中国や韓国等の文献について、機械翻訳を含めて、容易にアクセスできる情報インフラの整備が求められる。

【技術情報のインフラ構築】

- ・ すべての技術者・研究者が国内外の特許情報、論文や書籍等の特許情報以外の技術情報、さらには出願に関する経過情報等をシームレスに検索、参照できるようなインフラ整備の早期実現に向けた検討をお願いしたい。
- ・ 今後ますます増大、拡散する技術情報へのアクセスを補完する試みとして、コミュニティの力を寄り積極的に活用することを検討すべき(例えば、コミュニティパテントレビューのほか、オープンソースソフトウェアそのものを特許審査の先行技術としてより容易に利用できるような仕組みなど)。

【官民のワークシェアリング】

- ・ オープンソース・ソフトウェア、ウィキペディアなど様々な分野で民間におけるコミュニティの力がその存在感を増しており、その力を特許審査にも活用すべく、以下の取組が日本において推進されるべき。
- ・ コミュニティパテントレビュー：オープンな特許審査プロセスであり、ウェブベースの技術を用いて、科学・技術コミュニティと特許審査官とを結びつける。
- ・ オープンソース・アズ・プライアー・アート：オープンソース・ソフトウェアのコードを特許審査の先行技術として利用しやすくする取組。

【ライセンサー保護制度】

- 登録を前提とする現行の保護制度のみでは十分なライセンサーの保護を図ることは難しいため、登録なしのライセンス保護（契約により対応を認める制度等）も視野に入れた検討をお願いしたい。
- 特許権ライセンスについて、①産業活力再生特別措置法の改正により「包括ライセンス契約による通常実施権の登録制度」（特定通常実施権登録制度）が創設されたが、この新たな制度の具体的な部分（特に実施行為の特定方法）は更に政省令等で決められることになっていることから、この新たな登録制度が積極的に活用可能なものとなるように、制度の詳細について引き続き鋭意検討していただきたい。②今通常国会で審議されている「特許法の一部を改正する法律案」に反映されなかったサブライセンスに係る授権特約の登録等についても継続検討されるよう強く要望する。③海外におけるライセンス保護制度とのハーモナイゼーションといった観点から、米国・ドイツと同様の「当然保護制度」の導入に関しても、検討の場を設けていただくよう強く要望する。

【薬事法関係の権利制限】

- 薬事法の規定により求められている医薬品の適正使用にかかる情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を要さないこととする著作権の権利制限を設け、権利者に対しては妥当な範囲で経済的補償を行うこととすることについて、07年度推進計画にて「07年度中に結論を得る」とされ、著作権分科会の間まとめでは権利制限の方針が示されたにもかかわらず、最終的に結論を得られなかった。本件について、早急に検討が継続され、然るべき法改正がなされることを要望する。
- この場合の使用料相当額の補償金について、製薬企業は、薬事法上の努力義務を負っていることから、立場が弱くなり、関係者間の話し合いにおいて対等の価格交渉が十分に行われぬ恐れも存在する。補償金の額については、当事者間の交渉のみに委ねるのではなく、裁定制度の適用を含め、公的な観点から何らかの形でチェックする仕組みを検討すべきである。

I. 2. (2) デジタルコンテンツの創造・流通の好循環を形成し世界有数のコンテンツ産業を育成する

【総論】

- ・ 日本の国際的な産業競争力を強化し、日本ブランドの価値を国際的に高め、また雇用促進を含め、長期にわたり国民の利益を確保していくための“グランドデザイン”を描いていただきたく、このことを十分に意識・認識した施策をお願いしたい。
- ・ 特にデジタルコンテンツとして現在我が国が国際競争力を保有するゲームやアニメーション等の振興を図ることも重要であるが、将来に向けて、グローバルな情報基盤となり得るソフトウェア技術や、次世代の知を育む教育コンテンツ、人生に豊かさを与える教養コンテンツ等、日本文化を高め世界に発信できるコンテンツの創造やビジネス振興にも注力していただきたい。
- ・ 著作権については現在のクリエイターの権利を守るという現在のみにとらわれるのではなく、文化を発展させる土壌を守るという未来への視点からあまり保護が行き過ぎないように政府はむしろ規制を緩和することが必要。

【デジタル化・ネットワーク化に対応した法制度の在り方】

- ・ デジタル化・ネットワーク化の急速な進展により、コンテンツを利用した様々なビジネスが出現し、その利用態様も多様化しているが、現行著作権法はこれらの変化に必ずしも対応しきれないとは言えない。結果として、時にはコンテンツの創造や利用、流通を阻害するおそれさえ生じている。例えば、デジタル・ネットワーク技術を用いた新たなサービスを企図しても、現行のわが国の著作権制度の下では侵害の懸念が払拭できず、躊躇、断念する場面も少なくない。一方、米国のように、比較的柔軟な著作権制度を有する国では、新しいビジネスも立ち上げやすくなるため、先行を許す要因にもなりうる。また、日本での膠着した法制度に嫌気をさして優秀な人材が海外に流出するとなると、産業の空洞化を招き、わが国の国際競争力の低下にもつながりかねない。

個別具体的には、機器利用時・通信過程における一時的固定や検索エンジンに代表されるネットワークを通じたサービスでのコンテンツ利用時の課題等について、著作権法上の位置づけの明確化や法制度の整備に向けた検討を行っていただきたい。

とりわけ、技術の進展や社会の変化に対応した、よりタイムリーな権利制限規定の見直しが求められるところ、現行の限定列举型の権利制限規定だけではもはや対応し切れなくなっている。著作物の通常の利用を妨げず、権利者の利益を不当に害しない範囲での一般的な権利制限規定の導入も含め、デジタル化・ネットワーク化時代に対応した著作権制度の在り方について、より抜本的、総合的な検討を行っていただきたい。

- ・ コンテンツのデジタル化、コンテンツ流通のネットワーク化及びブロードバンド化、放送と通信の融合を含むメディアの多様化等を踏まえ、従来の複製禁止を原則とする考え方から、新しい時代に対応した利用許諾を前提とする著作権制度の在り方も視野に入れて検討を是非とも願います。

【デジタルコンテンツ流通促進法制】

- デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を検討するに当たっては、特に次の点に留意すべき。① 権利の切り下げによるのではなく、権利者 自らが行うビジネスの活性化の促進及び権利の集中管理事業の充実により達成すべき。②権利の切り下げは、権利者が本来享受できる正当な利益を得ることを困難とし、日本のコンテンツ制作能力を低下させるおそれがある。

【「ネット法」の制定】

- 映像、音声等コンテンツのインターネット上の流通を促すために、インターネット上のデジタル・コンテンツの流通の面のみに関する包括的かつ横断的な、つまり著作権法に関する問題処理のみには限られない法制度として、従前認められてきた権利との合理的な調和を図りつつも、デジタル・コンテンツの経済財としての特質を十分に考慮した法整備が喫緊に求められることから、以下を概要とする「ネット法」を制定すべき。

(1) ネット法の適用範囲

適用範囲はインターネット上でのデジタル・コンテンツの流通に限定。また、ネット法の適用範囲において、同法は、(著作権法だけでなく) 関係するその他の法律の特別法として立法することにより、その他の法律関係(インターネットによらない著作物等の流通のような既存の伝統的な著作物の取扱い等)には何ら影響が及ばないものとする。これに対して、ネット法が適用される場合、すなわち同法の適用されるデジタル・コンテンツのネットワーク上の流通には、著作権法その他の法律の適用は排除されることになる。

(2) ネット法の3本柱

- ① 「ネット権」の創設
- ② 収益の公正な配分の義務化
- ③ フェア・ユースの規定化

- 最近の「ネット権」の提案では、権利が映画会社やTV局に帰属することになるが、これらは実際にコンテンツを制作している著作者ではない。ネット権者に権利を専有させるということは、著作者から権利を剥奪することでもあり、ここではそれがマイナスに作用し、番組制作会社のインセンティブを不当に損なうことになる。私たちは、権利処理の構想として、著作権制度とある程度平行でありつつ、既存の制度と矛盾しない「二階建て」のような制度が、ネット権よりも具体的に妥当だと考えている。それは、本来的に文化的な創作の保護を主眼におき、無方式主義であらゆる創作者に権利が自然発生する著作権制度は従来型のままにして、積極的に営利活動を行いたいという者にのみ、著作権を放棄することを条件に、新制度で与えられる法的保護を受けることを届出させる、というもので、以下のようなメリットがある。

- (1) 登録されている情報を探すのみであるため、権利者の探索に無用なコストがかからなくなる。
- (2) コンテンツビジネスのために制作されたものであり、明確な権利行使の意思があると推定できることによるメリットがある。

(2-1) 非親告罪化に類似する(ただし著作者の同意による違法阻却があり得る)規定を設け

ることができる

(2-2) 禁止権として構成するのではなく、報酬請求権として構成することで、許諾を得るためにワンストップをかける必要がなくなる。

(3) 権利処理を自動化する機構を法的に整備しやすくする。

この制度によって、著作権法がその本来的な趣旨を維持しつつ、コンテンツ産業やネット配信など現代的な課題を解決することが可能になる。

【商用目的創作物の登録制度】

- ・ 商業利用を想定していない作品について基礎的な法的保護を与えつつ、商業利用を目的としていると自ら表明(すなわち登録)する作品について、現在の市場機構や流通機構に適合的である柔軟な保護政策を適用するため、ベルヌ条約に基づいた現行著作権法を存続させる一方で、それに並行する制度として、商用目的創作物の登録制度を創設すべきである。

【契約期間の限定】

- ・ 作品の譲渡契約あるいは使用許諾契約について、創作者本人と出版等事業者との間の契約期間を特定年限に限定し、その年限を越える部分の譲渡契約・使用許諾契約を無効とする強行規定を設けるべきである。

【相続により著作権が複数人の共有となった場合の権利処理】

- ・ 特に、相続(遺留分減殺を含む。)によって共有著作物となった場合には、過半数の共有持分権を持つ共有者の合意により当該著作物の利用(第三者への利用許諾を含む。)を行い得ることとすべき。

【技術的保護手段】

- ・ 複製防止または抑止目的の暗号化技術を著作権法上の技術的保護手段として位置付けていただきたい。
- ・ デジタルコンテンツの利用においては、技術的保護手段や技術的制限手段によって権利者の利益の保護が図られている例が増えており、これら技術的手段の回避行為や回避目的の装置の製造、譲渡等については著作権法および不正競争防止法において既に規制されている。新たな法的措置の必要性の有無については、慎重な検討を行うべきである。

【著作物を互いに自由に利用し合って新たな著作物を作る環境における著作権の在り方の検討】

- ・ 著作物を互いに自由に利用しあって新たな著作物をつくる環境での著作権については、例えば、著作権(財産権)について、本人の意思に基づく権利の放棄を法制度上位置づけたり、著作者人格権について、一定の条件のもとで本人の意思に基づく不行使や放棄などを認めたり、その効力を担保したりすることが可能かについて検討すべきである。

【国立国会図書館のデジタルアーカイブ】

- ・ デジタルアーカイブ化図書館資料の利用の円滑化については、拙速を避け、権利者、利用者、図書館の三者による協議会のもとで種々の条件が協議されていくことを提言いただきたい。

【私的録音録画】

- ・ 現実に家庭内で行われる私的録音録画は増加しているにもかかわらず、権利者の得る私的録音録画補償金額は激減。結論を得るのに時間がかかれば、制度が存するにも関わらず機能しない。私的録音録画補償金制度の見直しについて、2008年度中のできるだけ早い時期に結論を得、関連する法改正を早急に進めることとしていただきたい。
- ・ 解決が長期にわたるということは、「公正な利用」をはるかに逸脱した「私的使用のための複製」による「著作権等の権利」の侵害がそれだけ積み重なるということ。速やかに、①記録媒体を別にする分離型機器に加え、一体型機器も対象とする。②政令指定方式の廃止。③製造業者を支払い義務者とする。以上3点を含む私的録音補償金制度の改正のための著作権法改正を2008年度中に行うことを、知財推進計画に盛り込むべき。
- ・ 私的録音・録画について見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討を行うこととして頂きたい。検討で行われる予定の著作権保護技術と補償の要否の関係については、権利と利用のバランスを確保すべく、権利保護に傾斜した現行法を改善するべきである。
- ・ 文化庁では、審議会にて発表した「将来的にはDRMを前提に補償金を廃止」という方向性を示しているが、DRMは世界的な音楽配信の潮流としてはむしろ廃止されつつあり、DRMが何らかの補償制度の要件として機能することを求められるような制度設計は、現実的ではない。また、現在のような補償金制度を維持するとした場合でも、DRMが施されていて複製できないようなコンテンツについては、補償すべき損害は間違いなく存在しないのであるから、補償金分配の対象から除外するなどして、公平な制度に改正する必要がある。補償金は何より著作権者に分配されるべきものであり、その徴収・分配が適切に行われるよう、透明性を高める努力が求められている。

【ライセンス保護制度】

- ・ 著作権ライセンスについて、実効性があり、かつ新たな負担を強いることのないライセンス保護制度の早期導入を強く要望する。

【契約ルールづくりの推進】

- ・ 優れたコンテンツの創造、コンテンツのマルチユース、国際展開等を推進するためには、コンテンツに係る権利関係をより明確にし、権利処理をより円滑にすべく、関係者間で事前に書面で契約が締結されることが望ましい。しかし全ての関係者の間で詳細な書面契約を結ぶのは困難であるだけでなく、合理的とは言えないため、公平な契約関係を示す業界標準となる契約ルールを策定することが有用である。政府は、こうした契約ルールづくりおよび契約ルールの普及を奨励・支援すべきである。

【デジタルコンテンツの流通環境の整備】

- ・ ユビキタス化やコンテンツのデジタル化の下、日本発のビジネスモデルを構築するためには、高度なセキュリティシステムの開発、DRM や新たな課金システムの整備、自主ルールの策定、場合によっては法的な整備等も考えられるところであり、政府はこうしたソフト・ハードを含む幅広い関係者の連携の一層の強化を奨励するとともに、課題解決に向け必要な支援をすべきである。

【コンテンツ関連情報の集約】

- ・ コンテンツの流通促進を図る上で、作品の権利者情報等に関するデータベースの整備は必要不可欠。創作者団体17団体は「創作者団体ポータルサイト」の開設に向けて整備等を進めているが、資金的、人的コストの負担からすべての団体が十分な対応を取れるとは限らない。円滑なコンテンツ流通の実現のため、「創作者団体ポータルサイト」の開設及び各加盟団体のデータベース整備や外国語対応等に向けた取組み及び「コンテンツ・ポータルサイト」等、各データベース間の連携強化を支援すべき。

【コンテンツ版パイ・ドール制度】

- ・ 地方公共団体が発注する印刷物の製作・印刷を請け負う場合、往々にして、印刷物に含まれるコンテンツに関する一切の権利を発注者側に引き渡すという条件が課される。この、いわゆる「権利の吸い上げ」の問題を改善し、さらには地方におけるコンテンツ創造を促進するための政策検討を進めてほしい。例えば、地方公共団体が発注したコンテンツ等に対しても、コンテンツ促進法第25条に規定する「コンテンツ版パイ・ドール法」に類する制度を適用させるなどの施策推進をご検討いただきたい。

【非商用著作物に関する複製権の制限の検討】

- ・ 有用な知的財産を有効に活用し、新たなコンテンツの創作につなげるため、例えばインターネット上に存在する非商用の著作物のようなものに関して、著作権者に経済的損失が生じず、複製者に不当な利益も生じない範囲においては、現行著作権法の各種権利制限規定よりも広い範囲で複製権を制限することなどを検討すべき。

【間接侵害】

- ・ デジタル化・ネットワーク化の進展により、いわゆる間接侵害行為に対する差止請求を認めなければ、合理的な解決を図ることができない事案が増加。著作権者及び著作物利用者の双方がそれぞれのビジネスを進める上での予測可能性を確保するには、具体的紛争が起きた場合の裁判例の集積に待つだけでは不十分。著作権のいわゆる間接侵害行為について、一定の要件の下で差止請求に服することとするよう立法措置を早期に実現すべき。
- ・ インターネットに接続された情報検索端末を利用者に提供する図書館やネットカフェ等において、利用者が違法複製されたコンテンツを複製した場合、侵害者は図書館やネットカフェ等ということになってしまい、大きな混乱に発展しかねないので、違法複製されたコンテンツの複製の問題の検討と同時に、間接侵害やいわゆるカラオケ法理についての整理を行う必要がある。

る。

【ホームページ印刷利用の権利制限】

- ・ 学校・図書館・企業等の機関内でのホームページの印刷を権利制限事項として問題のない利用ができるよう法改正を要望する。

【著作権等管理事業法の見直し】

- ・ 適正な価格による適切な処理に基づいて、権利者の保護も考えつつわが国に相応しい情報の流通が行なわれるように著作権等管理事業法を見直すことを要望する。
- ・ アマチュアクリエイターの代表が著作権等管理事業者に対して、その実情に合致した使用料規程を採用するように協議を申し入れる機会を設けるようにすべき。

【振興拠点】

- ・ コンテンツ産業振興の拠点として使われた場所については、地方税減免や、クリエイタやプロデューサーが安く借りることができるとする等、クリエイタの支援として、様々なタイプ・ジャンルのクリエイタ、プロデューサーが活躍する場所を複数の都市につくることを提案する。

【営利を目的としない上演】

- ・ ネットワーク上ならば、お金（会場費や宣伝費）をかけずに多くのお客さんに見てもらえることができるので、営利を目的としないアマチュア実演家の舞台としては最適と言える。ネットワーク上を舞台とした上演等についても、著作権法第38条第1項と同等の取扱いとすべき。

【実演家による配信】

- ・ レコードに収録された実演の特定の利用をその実演にかかる実演家の要求にもかかわらずレコード製作者が拒んだ場合には、当該実演家と当該レコード製作者との約定の如何に関わらず、実演家は、何時にても、当該実演と同一の楽曲に関する実演を新たにレコードに収録してこれを利用することができることとする。

【産業財産権法による保護】

- ・ コンテンツ振興には、産業財産権法による保護の拡大が不可欠と考えられるため、以下の3点について具体的に検討すべき。
 - ①コンテンツ振興を考慮したソフトウェア関連発明の特許保護拡大
 - ②コンテンツ振興を考慮した画面デザインの保護の拡大
 - ③音響商標、動画商標を新たに商標の保護対象に加える

【活字コンテンツの振興】

- ・ 文芸・コミック作品をはじめとする活字コンテンツの振興への配慮をお願いしたい。

【学術専門書出版への支援】

- ・ 学術専門書出版の支援・増強についての項目を加えていただきたい。

【出版者の法的保護】

- ・ 活字コンテンツの保護と利用をデジタル化して促進するという観点から、「出版者の権利」創設に関する項目が再び知的財産推進計画の中に盛り込まれ、議論が改めて行われることを要望する。

【DRMの普及】

- ・ コンテンツの普及促進に資するDRMの研究及び普及について推進計画に盛り込んでいただきたい。

【著作権の存続期間】

- ・ 文化芸術が発展し、優れた芸術作品を人々が豊かに享受できるようにするためには、著作権保護の充実が必要。著作権保護の充実なくして真の知財立国は実現しない。国際的な調和なくして真の著作権保護も文化交流も実現しない。映画以外の著作物に係る保護期間の延長について、「著作者の死後70年を経過するまでの間」とする方向で検討し、今年度中に結論を得ることを政策事項として明確に盛り込むべき。
- ・ 楽曲の著作権が著作者の生存中及び死後50年間保護されるのに対し、レコードの保護期間は発行後50年間で終了するとされている。著作権との保護水準の格差を解消するために、レコードの保護期間の延長が必要。
- ・ 著作隣接権についても合わせて延長する必要がある。歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられない。著作権と合わせて延長を政策として盛り込むべき。
- ・ 我が国の著作権の保護期間を現在より20年延長すべきか否かの問題については、延長によるさまざまな悪影響を危惧する声も少なくない。保護期間は一度延ばせば短縮は現実には難しく、そのため将来の世代にまで影響が永続する可能性がある。延長を積極的に推進する論調のものはほとんど見られない等の事実や（欧米で保護期間が延長された1990年代以降の）世界の変化を踏まえ、豊かな文化と社会にとって最善の結論を得て、速やかに世界に向けて日本の意見を発信すべきである。
- ・ 著作権の保護期間を延長することは、遺族など一部の著作権者（著作者でない）を利することしかなく、新たな創作へのインセンティブが存在しないということは、経済学上ほぼ争いが無い。著作権者の遺族のみが不労所得を得られるべきであるとする合理的な理由は何ら存在しない。
- ・ 著作権によって自由利用が制限されていれば、特に創作から何年も経った著作物はほとんど利用されないことになり、大多数の古い作品は死蔵されることになる。著作権保護期間が延長されれば、その死蔵期間が無駄に長くなります。
- ・ 世の中のあらゆる創作は、それ以前の創作の上に成り立っていますが、著作権が存続してい

る間は、それらの創作の上に新たな創作を作り出すことが困難になる。古典作品を現代風に加工した名作は数多く存在する。古典作品を埋もれさせない、著作者やその創作に対して思いやりのある制度が望まれる。

- ・ 文化の発展のために他国に先駆けて著作権の保護期間を短くすべき。

【著作権保護期間の戦時加算の解消】

- ・ 戦時加算の義務が我が国にのみに課せられていることには正当性を見出せない。加算すべき日数は国や作品ごとに異なるため円滑な利用を阻害。著作権協会国際連合（C I S A C）は加算を受ける権利を行使しないよう働きかける議決を採択。政府においても、保護期間についての国際的な調和を図る中で、連合国側の理解を得るよう取り組むべき。官民連携して早期の解消に努めることを政策事項として明確に盛り込むべき。

【強い規制を求める諸外国の主体に対する特別の措置】

- ・ 強い知的財産権保護や規制を求める諸外国の主体およびその創作物について、国内の保護・規制に追加してより強い保護・規制を与えるる制度（たとえば、その政策において強い著作権保護を求めている米国作品については、（1）米国が要求する保護期間への自動延長（2）非親告罪化した上で違法所持、複製、販売等に対する特別捜査制度及び懲役刑を原則とする厳罰化（3）民事賠償については三倍額以上の特別賠償額を認める等）を導入するべきである。

【著作権の技術的保護】

- ・ ダビング10方式は、コピーワンスと同様、1世代コピー（COG）のみを許容する、柔軟性に欠けるものであり、支持できない。

【レコード製作者の権利の見直し】

- ・ 語りをはさむこともなく音楽CDをそのまま繰り返すような放送形態は、レコード製作者の行うCD販売や音楽配信ビジネスを阻害するおそれがある。商業用レコードを用いた「専ら音楽の提供を目的とする放送又は有線放送」に対しては、レコード製作者の権利を報酬請求権（二次使用料請求権）から許諾権（レコード放送権）に変更し、合理的な許諾条件を付して許諾できるようにすべき。
- ・ 公衆に聴かせるための商業用レコードの使用については、既に世界124か国（OECD加盟30か国中、27か国）において、レコード製作者に報酬請求権ないし許諾権が付与されており、我が国においても、国際条約上認められたレコード製作者の経済的権利を承認し、権利保護の国際的調和を図るべき。

【児童ポルノ規制】

- ・ 創作表現の自由を侵すような規制を押し進め、日本のコンテンツ産業を萎縮、後退させる児童ポルノ法の改正に反対する。

I. 2. (3) ネットやソフトウェアの日本発の新たなビジネスモデルを展開する

【ネット検索サービスの円滑化】

- ・ 主に著作権者等の許諾なくアップロードされた著作物（違法複製物）等を収集し、表示するサービスまでが免責されることのないよう制度設計する必要がある。権利制限を認める際は、次の要件を満たすサービスに限定すべき。① 違法複製物の流通を目的としていないこと。② 違法複製物の流通を防止するための合理的な措置を講じていること。③ 当該サービスの実態として違法複製物の流通促進が主たる用途の一つになっていないこと。また、韓国においては、一定のプロバイダにフィルタリング等の技術の搭載を義務付ける法制化が行われており、またベルギーで著作権侵害の防止措置を講じるようインターネットサービスプロバイダ（ISP）に命じた判決が出ているので、我が国の立法においても参考とされるべき。

【ソフトウェアに関する日本版バイ・ドール制度】

- ・ 産業活力再生特別措置法の改正（産業技術力強化法への規定の移管）がなされ、「ソフトウェア開発の成果」に係る知的財産についても民間が活用できる制度（いわゆる日本版バイ・ドール規定の適用拡大）が導入されたものの、未だ活用が不十分。各省庁に対する新制度のさらなる周知徹底と適切な運用がなされることを期待するとともに受託者に帰属することとなった知的財産の活用の促進のために、より使い勝手の良い制度とするよう改善を求める。

【インターネット・アーカイブ・サービス】

- ・ インターネット上のコンテンツのアーカイブに関して www.archive.org などのアーカイブサービスや Google などの検索大手サービスのキャッシュなど、海外のサービスに依存しているのが現状である。これは過去の日本のインターネットコンテンツの流通について、国内からは影響力を行使できないということである。インターネットアーカイブサービスを国内で提供するべきである。

I. 3. (1) 地域・大学と一体となった知的財産の創造・活用を促進する

【中小企業や地域における競争力の底上げ】

- ・ 大企業が生産拠点を海外に移すことで空洞化してしまった地域においては、その地域に残った要素技術や大学等の公的機関から移転された技術によりいかにして新産業を創出し、雇用を産み出していくかが鍵となる。こうした中小企業や地域における競争力の底上げなくしては、国全体の競争力を持続的に高めていくことはできない。

【地方CATVの振興】

- ・ 推進計画2007の項目「意欲的な取組を進める地方公共団体に対する支援を強化する」において、地方行政型CATV局（以下「地方CATV」という。）を支援対象とし、別途映像コンテンツのアーカイブス化や、映像素材の販売等映像の二次的利用についての政策を検討すること、並びにそのような行為が可能であることの啓蒙をはかること、さらに、地方CATV職員を地域の知財戦略支援人材として位置づけ、研修等を積極的に行うことを提言する。

I. 3. (2) 中小・ベンチャー企業による知財活動を支援する

【企業の知財関連費用の負担軽減】

- ・ 特許請求手数料半額措置については、米国に比べ不十分な優遇策であり、中小企業の研究開発型へのシフトを促進する観点から、早急に改められるべきであろう。対象を全中小企業に拡大し、手続きも更に簡素化すべきである。
- ・ 専門人材としての弁理士の業務提供の必要性は、大企業よりもむしろ中小企業において極めて大きい場合があるため、例えば、弁理士手数料の支払いについて中小企業に対して信用保証を行う公的機関を設け、延べ払いにおいて支払いが滞った際、この公的機関が代位弁済することが考えられよう。
- ・ 中小企業の海外出願には、補助金支給のような支援制度があるが、これに加え、現地代理人費用を弁理士が立て替えた場合の債務保証のような支援制度も検討されてしかるべきであろう。
- ・ 国内出願の手数料も含め、中小企業に対する貸し倒れ対策として、ある種の保険制度も検討されてよいであろう。弁理士、依頼者である中小企業、国などが資金を出し合い、万が一倒産した場合に保険から売掛金を回収できるようにする制度である。

【国立大学との共同研究の拡大】

- ・ 文部科学省のデータによると国立大学法人の民間企業との共同研究において中小企業との共同研究は件数では増加しているが、比率では、ここ4年間継続して減少している。この理由として、大学の移転機関の方向が大企業に向いていること（金額が大きい、相手が把握し易い、交渉し易い、対応がしっかりしている、移転機関の業務がやり易い等）があると思われる。こ

の傾向によって大学の知の中で中小企業向けの知が外部に現れる前に捨てられることを心配する。中小企業を活性化させるには、シーズがマッチングされる前に選別され、消えて行かないように、せめて、共同研究の中小企業比率を一つの指標として努力するところを表彰することを進めてはどうか。

【知財信託の活用】

- ・ 中小企業の研究開発投資の促進策や研究開発成果の事業化支援策の点では、特許信託の活用が更に検討されてよいであろう。

【日本知的財産仲裁センターの拡充】

- ・ 中小企業の研究開発を促進するには、中小企業が特許紛争対応をしやすい環境づくりが必要。このため、日本知的財産仲裁センターの組織を拡充していくことや、将来的には、中小企業の知財訴訟について簡易裁判所の利用を視野に入れて検討すべき。

【特許情報の利用環境の整備】

- ・ 先行技術調査に要する中小企業の負担軽減を図るため、特許庁のIPDLにおいて、IPCやFタームといった専門的な検索キーではなく、自己の開発テーマに関するキーワードを単に入力するだけで精度の高い先行技術が行えるようにすべきである。

【先行技術調査支援対象の拡大】

- ・ 現行の中小企業の先行技術調査に対する支援制度は中小企業が特許出願するかどうか判断するための先行技術調査には利用できないため、中小企業の技術開発を支援し、効果的な特許出願を行うことを促進する意味から、出願後であるかどうかを問わずすべての案件について先行技術調査を無料とする制度とすることが望ましい。
- ・ 中小企業の先行技術調査においては、(独)工業所有権情報・研修館が中小企業の要請に応じて検索アドバイザーを派遣して企業内で先行技術調査の指導を行ったり、企業内で検索担当者を育成することをサポートしたり、さらには上記無料の先行技術調査を実施したりと、多くの役割を担うことが期待されよう。

【支援体制の構築】

- ・ 中小・ベンチャー企業を支援する方策の一つとして、団塊世代の大量定年を迎え、これらの業務支援に志のある大手企業OBのデータベースを早期に構築し、この人材を活用していくことが有用ではないかと考える。
- ・ 企業知財OB、弁理士、中小企業診断士、弁護士等からなる中小企業支援ネットワークを早期に構築することも有用と考えるので、これに対する国、地方公共団体からの資金面等でのサポートをお願いしたい。

【税制の見直し】

- いわゆる「中小企業の技術基盤強化税制」における試験研究費に特許等の取得費用も含めるとともに、控除割合や上限額を更に拡充すべき。

Ⅱ. 1. (1) 模倣品・海賊版対策を強化する

【模倣品・海賊版拡散防止条約】

- ・ 世界税関機構（WCO）、国際刑事警察機構（インターポール）などの国際機関とも協力して、模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現を目指すよう、知財事務局の強力なリーダーシップの下、関係各府省庁にて積極的な活動を推進願いたい。

【個人購入の禁止】

- ・ 模倣品の購入は、盗品の譲受が窃盗という犯罪を助長するのと同様に、模倣品の製造・販売という商標権侵害罪を助長するので、個人使用の目的であったとしても、これを禁止すべき。

【個人輸入の禁止】

- ・ 海賊版の個人輸入・個人所持の禁止については、明らかな違憲行為であり、悪意の無いユーザーまで取り締まりを受けるおそれがあるため。断固として反対。
- ・ 「個人使用目的」を口実にした模倣品の輸入により、海外からの模倣品流通がフリーな状態に陥る危険性があるかと懸念しており、模倣品の個人使用目的での輸入も禁止してほしい。

【模倣品販売の刑事手続に係る立証の在り方】

- ・ 商標権侵害物品の販売について、現行法では、商標権侵害物品販売の未必の故意の立証が必要となっており、刑事摘発を逃れやすくなっているため、真性品か否かについて必要相当の確認行為を義務付ける規定か、故意を推定する規定を追加してほしい。

【模倣品売買斡旋の侵害行為への追加】

- ・ 最近、模倣品売買の取締りを逃れるために、自らは直接売買を行わず、模倣品売買の斡旋・仲介を行う例がみられるので、今後、模倣品売買の仲介・斡旋を商標法上の侵害行為として追加してほしい。

【模倣品輸入の水際対策の強化】

- ・ 個人使用を口実にした模倣品の輸入を阻止するため、個人使用目的であることについて、過去又は未来の使用事実を写真等による立証を要件とし、また、個人使用に不相当な数量は個人使用と認めないこととする等、有効な対策を講じてほしい。
- ・ 旅客携帯貨物や航空貨物については検査強化の実感を得ているが、船舶貨物の検査についてはこれを実感できないので、検査強化のための体制を整備してほしい。

【著作権法の親告罪の見直し】

- ・ 著作権侵害を非親告罪化すると、著作権者が黙認するような事例について、著作権者の意思を無視して刑事告訴するという不条理が生じてしまう。また、刑事実務上、親告罪が非親告罪化されたところで、大してプラスの影響はないということは、昨年度の文化審議会の報告から

も記されています。著作権侵害を効率よく規制する手段としては作用しないと考えられる。

- ・ 非親告罪化された場合「警察や司法が侵害行為と見なした者を逮捕出来る」ことになるが、恣意的な運用・本来の法制度の目的を逸脱した運用が可能であり、自由な著作を阻害し、著作権法の目的である文化の発展に寄与しない。

【商標権侵害における民事賠償手続】

- ・ 悪質な商標権侵害行為者に相応な賠償をさせるため、損害賠償請求権の最低額を法定し、悪意の侵害行為について懲罰的賠償を認め、侵害行為の範囲について虚偽の申告をした侵害行為者に対する法定侮辱罪等の制裁規定を設ける等の施策を検討してほしい。

【CJマーク】

- ・ CJマーク事業を継続し体制を強化し、アジア地域における海賊版対策を一層推進するため、日本政府からの支援の継続を提案する。

【日系子会社における違法コピー対策】

- ・ 日系子会社における違法コピー対策としてのソフトウェア管理の普及につき、現地の著作権法制度に照らした教育・啓発を含め、推進計画に盛り込んでいただきたい。

【ファイル共有ソフトによる著作権侵害対策】

- ・ ファイル共有ソフトによる著作権侵害が非常に深刻な状況となっているため、その著作権侵害対策の強化を推進計画に盛り込んでいただきたい。

【違法複製物のダウンロード】

- ・ 拡大する違法な音楽ファイルの流通を防止し、音楽産業の健全な発展を図るためには、違法録音録画物からの複製や違法な音楽ファイルのダウンロードを、一定の場合著作権法第30条第1項の適用範囲から除外し、私的使用目的であっても違法とすることが必要。
- ・ 違法複製物のダウンロードは、海賊版を生み出す行為であるから、わざわざ著作権法30条1項柱書がこれを適法だとすべきではない。したがって、違法複製物のダウンロード行為が著作権法30条1項柱書に該当しない旨を明記するよう提案する。
- ・ いわゆる「違法サイト」からのダウンロード、いわゆる「適法サイト」からのダウンロードの両方について、文化庁が昨年の審議会の最終報告書でまとめたような違法化は適切ではないと考える。以下のように数多くの問題点が懸念される。
 - (1) 複製にあたるダウンロードと、複製にあたらないブラウジングやストリーミング視聴を、技術的には区別が曖昧であるにもかかわらず、法律的に適法性の区別がつけられてしまう筋の悪さと将来的な技術開発への無用な制約があること。
 - (2) 海外でその地の準拠法では違法な公開にあたらないサイトを利用した場合の扱いなど、国際的な法制度の不整合があること。(以下略)

【海外における著作権侵害対策】

- ・ 海外における著作権侵害対策のため、欧米諸国の著作権制度及び権利執行実務の情報を収集し利用できる取組の重要性について推進計画に盛り込んでいただきたい。

【著作権侵害における法定賠償制度の導入】

- ・ インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数を立証することが困難な場合が多いため、被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくても、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度（法定賠償制度）を創設すべき。

【プロバイダの法的責任】

- ・ インターネット上の著作権侵害を実効的に取り締まるためには、利用者によって多数の著作権侵害行為が継続的に行われているサイト等の運営者等に対し、侵害行為を減少させる措置を合理的な範囲で講じることを義務づけ、この義務を履行していない場合には、プロバイダ責任制限法による免責を受けることができないようにすることも検討すべき。

Ⅱ. 1. (2) 国際的な商標問題に対応する

【海外における商標の獲得】

- ・ 観光立国の国家戦略は、日本各地の色々な産品が周辺国でブームとなることが多くなるであろうことから、知財立国との観点で言えば、すべての地域ブランド（地域団体商標に限らない）の海外での権利取得を早期に進めなければならないことを意味する。ただ乗りの商標登録が海外で先行して行われることの危険性を考えれば、極めて早急な対応が必要である。各地域の商工団体等への啓発や情報提供、資金援助など、能動的な支援策を早急に行う必要がある。

II. 1. (3) ビジネス安定性を確保する

【パテントトロール対策】

- 一例として、英国などにおいて認められている第三者への実施許諾の意思を登録する制度（License of Right）の導入についても、健全かつ公正な特許の活用や流通を促進する上で検討がなされるべきである。
- パテントトロール問題については、引き続き、対策を検討し、早期に何らかの提案がなされることを要望する。具体的には、以下の観点も含めて、ご検討いただきたい。
 - 損害賠償額の制限（米国で提案されている改正特許法のようなEntire Market Value適用の制限等）
 - 権利濫用の適用（経済産業省が公表している「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」に提示されている権利濫用法理適用の考え方をソフトウェア以外の技術に係る特許権についても明確化すること等）
 - 差止めの制限（自らが実施していない場合の差止めの制限等）
 - 侵害に対する責任の限定（ブラックボックス化しているものまで予見義務、結果回避義務があるか）
- 権利の有効性が必ずしも明確でない知的財産権を投機的に利用し、その実施者から法外な実施の対価を取得しようとする新たなタイプの権利者が出現している（自らは製品の製造・供給等を行わない権利者である場合が多く、IP-Centricカンパニーまたはパテントトロール等とも称される）。この点、発明等の創作へのインセンティブとして本来付与された権利である差止請求権が、かかる権利者に対してそのまま認められることが果たして合理的であるのか、またかかる権利の行使が社会のイノベーションの実現に果たして好ましいものといえるのかについて、再検討がなされるべき。
 - 差止請求権の再検討、権利濫用法理の適用検討：侵害行為に対する差止の認容判断において、一定の客観的な基準（米国のE-Bay判決が提示する認容判断に関する四要件など）に基づいて認容の可否を個別に判断していく制度・方策の導入検討
 - オープンスタンダードの普及・推進：社会のイノベーションの実現に重要な役割を果たすこととなるオープンな標準（開かれたプロセスの元で合意された仕様が公開されている標準）の普及・推進
 - ライセンス・オブ・ライト制度の検討：特許につき実施許諾の用意がある旨を原簿に記載することにより、第三者からの実施許諾の申し込みに応ずる義務を負う代わりに、特許維持の料金を減額する制度の導入検討

Ⅱ. 2. (1) 日本のブランド発信力を強化する

【コンテンツの情報収集・提供、発信機能の強化】

- ・ 諸外国における市場動向、法制度、商慣習等の情報は、一企業だけで収集するには限界があり、また、業界において共有されるべき性質のものである。そのため、JETRO、在外公館等は、その情報収集機能を強化し、コンテンツの国際展開に資する各種情報の提供に努めるべきである。同時に、今後はわが国コンテンツのアジア地域を越えた海外展開、特に世界第一のマーケットである米国への展開を目指し、政府は「文化」と「ビジネス」を切り分けるのではなく、包括的な海外展開戦略を行うべきであり、主要諸外国の例に見られるように、JETRO、在外公館等が民間企業と一体となって、わが国コンテンツを売り込む商機を創出すべきである。

Ⅱ. 2. (2) コンテンツ産業のグローバル展開を支援する

【輸出支援機関の設立】

- ・ 国内のクリエイターやコンテンツプロバイダが、海外に対してコンテンツを輸出するもしくは海外用のコンテンツの制作を行うという際に、そのバックアップをする組織の設立を提案する。

【世界に向けたアーカイブの構築】

- ・ フランスの INA が全世界に向けて映像アーカイブの公開を行っているように、日本のコンテンツについてもインターネットを通じた公開が可能な場所の構築とそれを支援する制度を作るべき。

【日本を通じた配信】

- ・ 日本で最初に作品を公開することに対して特典を与えることや、より効率的なインターネット配信システムを日本に作り出す、ということによって、世界の全てのコンテンツは日本を通じて配信される、という状況を作り出すことを目指すべきである。

【海外のイベントとの連動】

- ・ 現在行われているコ・フェスタのような日本コンテンツの海外への紹介・販売についての取組について、海外のイベントと連動させることなども含めて、検討する必要がある。

【歌詞検閲制度の改善】

- ・ これまで官民一体となって取り組んでいる海賊版対策や音楽文化交流施策等に加え、歌詞検閲制度の改善等を日本政府が中国政府に対して積極的に働きかけていくことが必要。

【JAPAN 国際コンテンツフェスティバルの推進】

- ・ 政府は、関係省庁の緊密な連携の下、長期的な継続を保障する財源を確保しつつ、国を挙げ

て国際コンテンツフェスティバルを推進すべきである。同時に、第2回以降の同フェスティバルがより有意義なものとなるよう、関係者の意見を踏まえつつ、既存のイベント・見本市との連携・融合についても考慮するとともに、開催期間・会場、広報の在り方等を含め、運営方法を改善していくことが望まれる。

【国際共同制作への支援】

- ・ 政府は、国際共同制作に関する協定・覚書が諸外国との間で締結されるよう奨励・支援するとともに、マッチング・ファンドなどの補助金や税制措置を含め、諸外国の制度に遜色のない国際共同制作のインセンティブ付与につき早急に検討し、必要な措置を講じるべきである。

【コンテンツ・ポータルサイトの充実】

- ・ 政府は、コンテンツ・ポータルサイトを我が国を代表するコンテンツ関連情報のポータルサイトとすべく、登録情報の充実、登録情報の多国籍言語化への対応、海外への情報発信などによる機能強化を図るとともに、JAPAN 国際コンテンツフェスティバルのオフィシャル・サイトとしての活用、及び国内外で開催されるさまざまなコンテンツ関連事業・イベント等に関する情報発信の場としての活用を進めるなど、多面的に支援していくべきである。

II. 2. (3) 国際的権利取得を促進する

【知財制度の国際調和】

- 各国、地域特許庁間のワークシェアリングに当たっては、一律に早期の審査を行うという施策ではなくて、出願人が権利を取りたいと意思表示した時点から審査着手、ファーストアクションまでの期間を短縮するという視点からの施策についても検討すべき。例えば、第1丁が審査結果を発信しない限り第2庁での審査に入らないという仕組みを構築すべき。
- ワークシェアリングを支えるインフラ整備の一つとして、特許庁が中心となって機械翻訳の精度をより向上させることも重要であり、また、出願人の権利取得コスト低減の観点から、これを一般に開放することについても検討願いたい。
- ワークシェアリングの枠組みが多数提案されることは、ユーザーたる出願人にとって選択肢が増えることになり歓迎すべきであるが、反面、多くのルートが乱立することになってはかえってユーザーにとって煩雑になる可能性があるため、ユーザーにも使い勝手のよい内容となるよう検討いただきたい。
- 以下の特許庁間の協力的な取組が評価され、推進されるべき。
 - ・ 更なる多国間特許審査ハイウェイ
 - ・ 更なる多国間ニュールート
 - ・ 特許庁間の審査官の交換
 - ・ 仮想特許庁：多数国の特許庁審査官が対象の特許出願についてウェブ2.0ツール等を用いて協力的に同時に審査する仕組み

【海外出願への支援】

- 昨今、事業のグローバル展開を視野に入れた権利化を図る等、中小企業においても、グローバル知財戦略を考えることが重要であることは言うまでもない。このため、必要な国、地域への出願、権利活用に要する費用補助（補助金制度による出世払い等）について、国、地方公共団体でもより積極的に行うべきである。

Ⅲ. 1. ○我が国の環境技術の途上国等への移転を促進する

【環境問題の解決に向けた我が国が果たすべき役割】

- ・ 地球的規模の環境問題の解決に向けて、わが国企業も、積極的な役割を果たす必要がある。産業界としては、企業の競争力への影響や意図せざる技術流出に十分に注意を払いつつ、正当な対価を前提として、広くライセンスを行い、わが国の環境技術の普及を進めていくべきと考える。さらには、わが国企業の優れた環境技術に関する知的財産を、海外の移転先との間でウィン・ウィンの関係を構築しつつ、移転していくための仕組みづくりに、政府のODA などとも連携して取り組むことも重要である。

Ⅲ. 2. (1) 知的財産制度の国際調和に向けた取組を強化する

【出願様式の統一等】

- ・ 特許出願フォーマットの統一を日米欧三極以外の国、地域に拡大するよう積極的な取組をお願いしたい。
- ・ 日米欧三極特許庁間で開始された審査実務（進歩性）に関する比較研究を促進し、各極特許庁による審査のバラツキをなくすとともに、将来的には三極特許庁における進歩性の判断基準等を統一し、審査結果の相互利用、更には相互承認を実現することをお願いしたい。
- ・ 実体的側面での特許制度調和に向け、現在、特許制度調和に関する先進国（B+）全体会合にて協議中の特許登録要件を含む実体特許法条約についても、早期締結ができるよう関係先との調整、協議を促進願いたい。

【外国の法改正・審査基準改正に対する意見発信】

- ・ 外国における知的財産関係の法改正・審査基準改正等が海外からの出願人に対し過大の負荷を及ぼし、企業のグローバル化にブレーキをかけるおそれもあるため、各国の法改正事項だけでなく審査基準等の改正についても、基本的には国の費用で、官民で協力してウォッチし、いち早く対応スタディし、意見を発信する体制の確立が必要である。

Ⅲ. 3. ○国際標準化に向けた取組を強化する

【国際標準化】

- ・ 国際標準総合戦略の下、政府が産業界の自主的活動を促す支援策を強化することが重要であると考え。本課題は、官民協調して推進することが重要であり、関連人材の育成等を含めて、中長期的な戦略の下で、諸施策を強力かつ迅速に推進願いたい。
- ・ 日本企業の取得した知的財産権が海外において適切に保護されるよう、国として諸外国に強気に働きかけることが、国際標準化の前提と考えるので、この点についての施策をお願いしたい。
- ・ 技術標準については、必須特許か否かの判断に関して日本知的財産仲裁センターの利用が増えており、今後も、国際的な分野も含めて積極的な活動が期待されるため、日本知的財産仲裁センターの利用を促進すべきである。
- ・ 国際競争力を強化するため、我が国発の技術が標準化されるような戦略的な取組を推進されるとともに、特許権をはじめとした知的財産権と国際標準化の連携を強化し、標準化活動に参加しない第三者問題への対応やRAND条件の明確化等の解決方策について国際的な議論を促進すべきである。
- ・ 例えば、国際会議に参加する際の費用助成やミッションの支援は、大変有効であり、引き続き強化が期待される。また、参加費助成にあたっては、国際会議以外への参加は認められていないが、外国の委員との意見交換や関連学会への参加も認め、仲間づくりを促進すべきである。さらに、企業の国際標準化活動に関する費用に関して、一定の範囲で税制優遇を行うことも検討すべきである。

【パテント・コモンズ】

- ・ 特許コモンズをサポートする政策（例えば、コモンズ化された特許の特許料減免措置等）についても検討がなされるべきである。
- ・ 特許コモンズ制度とは、権利者が特許権を保持しつつ、一定の条件の下、広く第三者に無償で特許発明の実施を認める仕組みであり、特許プール等とは異なるアプローチで社会のイノベーションを促進するインフラとなり得るものと考えられる。米国等を中心として特にオープンスタンダード、ヘルスケア、教育、環境の分野において、特許コモンズは社会に貢献しつつある。このような特許コモンズをサポートする政策（コモンズ化された特許の特許料減免措置、ライセンス・オブ・ライト制度のコモンズへの活用など）についても、積極的な検討がなされるべき。

Ⅲ. 4. (1) 知的財産制度の導入・普及を支援する

【APEC協力イニシアティブ】

- ・ 2007年9月に合意された「特許取得手続におけるAPEC協力イニシアティブ」に基づいて、特許明細書の様式統一、審査結果の相互利用等の早期実現に向けても、関係先との調整、協議を促進願いたい。

【南北問題への対応】

- ・ 知的財産に関する南北問題への対応としては、権利制限はいかにあるべきかという問題設定ではなく、衛生環境などの背景となる問題の解決にどう貢献すべきかという視点で、支援政策を講じていくべき。

Ⅲ. 4. (2) アジア地域での知的創造サイクルの好循環を実現する

IV. その他

○特許制度

【秘密保持命令制度の拡大】

- ・ 職務発明訴訟については秘密保持命令制度がないため、当事者が訴訟対象発明への貢献度を証明するための資料、対価算定のための製品コスト等に係る諸資料、第三者との契約内容等に関する資料を提出することに躊躇せざるを得ず、裁判所において十分かつ事実に基づいた審理が行えないケースもある。このため、早急に、職務発明訴訟についても秘密保持命令制度を導入することを検討願いたい。

【職務発明制度の評価、見直し】

- ・ 国際的な協業、連携において、各国の職務発明の扱いの違いが企業の事業活動を阻害することがないように、諸外国の職務発明に関する慣習やルールを調査するとともに、産業競争力の強化の観点から、職務発明制度の評価、見直しを行っていくべき。

○営業秘密

【営業秘密の保護強化】

- ・ 憲法上の問題があり、ハードルは高いとは思われるが、刑事訴訟を経た後もなお実態として当該営業秘密の秘密管理性および非公知性を保たれるよう、何らかの制度的手当てがなされる必要がある。
- ・ 告訴期限は刑事訴訟法上「犯人を知った日から6ヶ月」とされており、財産的価値の高い情報が裁判手続きで公開されることになるため、被害企業としては告訴に躊躇せざるを得ないのが実情である。極めて有用な情報が日本から海外に流出している現状を考えると、せめて告訴期限をなくする立法を検討する等、早期の対策を検討する必要がある。

○人材育成

【社会人に対する人材育成】

- ・ 働く社会人が学べる夜間の法科大学院や専門職大学院等の増設と環境整備、併せて、理工系出身者でもチャレンジしやすい法科大学院入試制度、司法試験制度への改革をお願いしたい。
- ・ 民間における知的財産関連人材の増加を促すべく、知的財産人材育成推進協議会各機関が行う知的財産関連人材育成事業を円滑に行えるよう統括して研修情報の発信や周知等を行う共同プラットフォームの構築について検討を開始し、民間の知的財産関連人材の育成に向けたワンストップサービスの実現を目指したい。
- ・ 知的財産を経営戦略に組み込む中小企業を増やすために、各中小企業に最低一人は知的財産管理の技能を持つ人材を置くように民間に推奨するとともに、知的財産人材推進協議会は中小企業の人材育成を支援することとしたい。

【特定侵害訴訟における弁理士の活用】

- ・ 新たな制度の運用状況や弁理士・弁理士の活動状況等の実情も踏まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について引き続き検討を行うべきである。

【弁理士の増員・地方配置】

- ・ 弁理士の増員は大歓迎だが、増員された弁理士の殆どが大都市圏に集中し、弁理士過疎地の問題への解消策として有効に機能していない。司法制度改革の一つとして行われた「法テラス」のような機関の開設か、弁理士が地方に開業するための支援策（助成金、公的な仕事の斡旋等）が必要。

【教育】

- ・ 学校における知的財産教育について パソコンや携帯電話の普及に伴って、小学生もインターネットを頻繁に利用するようになってきている。ゆえに、小学校からパソコンや携帯電話、メールやインターネットの利用についての教育や、知的財産についての教育を行うべきであると考ええる。
- ・ 就学年に応じて、各学年各教科の中に潜む知財問題や、著作権については、道徳、社会規範等一般社会常識と絡めて、知的財産権の基礎的部分を体得させるような学習指導要領を検討すべきであると考ええる。学習者の程度に応じた柔軟なカリキュラムの策定が必要であると考ええる。
- ・ 工作・発明教室だけでなく、著作物を作成する課外活動（例えば、映像作品を作成し、市販CDから楽曲を利用させ、著作物利用申請をさせ、許諾を得る等）の活動をもっと普及させるべきであると提言する。同時に、権利者団体への教育活動への積極的な支援等を期待する。
- ・ 国民全体の意識の向上のためには、産業面だけでなく、最終的に著作物を手にし、楽しむ市民、生徒、児童等が、著作権を障害と感ずることなく、著作物を自由に利用し、また自らも著作物として発信できるような環境の整備が必要である。
- ・ 著作権者の許諾を得る際、個人-団体（あるいは権利者本人）間の契約交渉の限界を解消

するために、両者の仲介役となり、あるいは広く著作権についての相談できる機関の早急な設立を提言する。

- 大学の法科大学院、専門職大学院等において、知的財産に関する科目が設置されてきているが、知的財産人材育成推進協議会としては、これらの法科大学院、専門職大学院等における知的財産教育の内容をレビューし、より一層知的財産関連人材が深化・専門職化されるよう、将来の課題を検討することとしたい。
- 大学等の専門教育機関等において、産業界における知的財産活動の重要性の実態に即し、知的財産と企業経営の関係など経営系・社会系の人材に対し、知的財産と経済活動の関係など知的財産の活用について学べるカリキュラムや教材等の開発、それらを教える教員養成の充実を図る。
- 知的財産人材育成推進協議会は、各機関が行う知的財産に関する研修の知見とノウハウを活かし、お互いの研修内容をより充実させる検討を行うとともに、積極的に知的財産教育用の教材や教育ツールの開発に協力することとしたい。政府は、知的財産人材育成推進協議会や民間における知的財産教育用の教材や教育ツールの開発に協力するとともに、その周知に努めるべきである。

【先端技術を理解できる人材の誘引・活用】

- 将来にわたって我が国の産業競争力が高められるよう、科学技術重点4分野など産業界等の市場が必要とする先端技術を理解できる人材の知的財産分野への誘引・活用を促進すべきである。

【海外の知的財産に係る研修機関等との交流】

- 我が国の産業界がアジア地域で活動がしやすいよう、知的財産人材育成推進協議会の各機関では、アジア地域の研修機関等と知的財産関連人材育成に関し、積極的に情報の相互交換を行っていくとともに、海外派遣のほか、各国からの研修生を受け入れる。

【特許調査員等の資格制度・検定制度等】

- 先進国に先んじて、特許調査員の資格制度・検定制度など、国の施策として考えていただきたい。
- 著作権法、知的財産情報の専門家を認定するための新しい国家試験をつくることを要望する。新しくできないなら、せめて、既存の「ビジネス著作権検定」、「情報検索応用能力試験」を国家試験として認定していただきたい。

【知的財産に関する国民啓発活動の強化】

- 日本における知的財産権に関する意識は、消費者レベルにおいてはまだ希薄であるため、教育の現場でしっかり取り上げてほしい。特に、中学・高校の授業の中で知的財産を取り上げることを義務化してほしい。また、各省庁で行われている国民啓発活動を一体的に行ってほしい。

【マルチメディア・ビジネス人材の育成】

- ・ コンテンツ・ビジネスの飛躍的拡大のためには、家電や通信、金融等のコンテンツに関連する知識をコンテンツ業界の人材に教育することも重要である。政府は、こうした他業界の技術的進歩や変化に関するコンテンツ業界向けのセミナーの開催や技術教育を支援すべきである。

【農林水産分野における人材育成】

- ・ 知的財産人材育成推進協議会が協力し、全国の農林水産関係者が知財に関する知識を修得するための研修等において、知財専門人材を講師等に派遣するなどの支援を行うこととしたい。

(以上)